

平成24年 第2回定例会

1 議事日程

6月19日（火曜日）午前10時開会

第3号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名 番 番
2	議案第7号	平成24年度士幌町一般会計補正予算
3	議案第8号	平成24年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
4	会議案第1号	議員派遣の件
5	意見書案第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案
6	意見書案第3号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案
7	意見書案第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書案
8	意見書案第5号	北海道地域最低賃金の改善を求める意見書案
9	意見書案第6号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案
10		閉会中の継続調査申出書

2出席議員（12名）

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（0名）

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄  
代表監査委員 佐藤 宣光

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特老施設長	波多野 義弘
建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也

産業振興課長

堀江 博文

消防署長

星屋 尚司

## 6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長

神野 光男

教育課長

植田 廣幸

教育委員会参事

笠谷 直樹

高校事務長

金森 秀文

給食センター所長

鈴木 典人

## 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長

道端 雄伸

## 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長

柳谷 善弘

総務係長

仲山 美津子

## 9 議事録

(午前10時00分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 1 <a href="#">日程第1、会議録署名議員の指名</a> を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、 和田鶴三議員及び11番、大西米明議員を指名いたします。
	後藤総務 企画課長	2 <a href="#">日程第2、議案第7号「平成24年度士幌町一般会計補正予算」</a> を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。 総務企画課長、後藤より説明申し上げます。 議案第7号 平成24年度士幌町一般会計補正予算[第1号]ですが、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,475万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億4,675万4,000円に改めようとするものでございます。 地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」によるもの とします。 それでは、歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。 2款1項6目企画費では、地域情報通信基盤整備工事費の追加で、 これは北電柱移設に伴う光ケーブル移設工事費の計上であります。負担金補助及び交付金では、都市交流推進委員会活動助成金の追加で美濃市にわか茶屋生産者の会一行40名が来町することによる交流費の計上と、住宅用太陽光発電システム導入事業助成金においては申込者の増加により助成金を追加するものでございます。 10目の地域生活交通確保対策事業費は、中士幌バスタッチの時計取りかえ工事費の追加で、特定財源としまして国鉄士幌線基金繰入金を

全額充当しております。

次に、3款1項9目介護福祉費は、介護サービス計画システム更新業務委託料と介護保険施設等車両整備補助金を追加するものでございます。

11目居宅介護支援事業費においても、介護サービス計画システム更新業務委託料を追加するものでございます。

2項3目子ども手当費は、児童手当費管理システム導入委託料の追加で、特定財源としまして児童手当費補助金を全額充当しております。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費は、ウオーキングマイレージ事業実施による消耗品費及び印刷製本費を追加するものでございます。

4目病院費では、病院医療機器購入費の追加に伴いまして出資金を追加するもので、特定財源としまして愛のまち建設基金繰入金を全額充当しております。

次に、6款1項3目農業振興費では、農業振興地域整備計画策定基礎調査委託料及び農業者戸別所得補償制度推進事業補助金を追加するものでございます。特定財源としまして、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金を充当しております。

6目の畜産業費では、畜産飼料品質確保緊急対策事業助成金を追加するものでございます。

7目土地改良事業費は、町債の変更による財源補正でございます。

12ページに移りまして、2項1目林業振興費では、森林整備地域活動支援交付金事業補助金を追加するもので、特定財源としましては道交付金を充当しております。

続きまして、7款1項2目観光振興費では、土幌町物産振興公社ピア21しほろに対しての第三セクター貸付金を追加するもので、特定財源としまして貸付金償還金を同額計上しております。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費は、土幌幹線での維持工事費を追加するものでございます。

3目の道路橋梁新設改良費では、町債の変更による財源補正でございます。

続きまして、10款2項1目学校管理費は、小学校の特別支援学級増による消耗品費の追加、学校施設の修繕料及び改修工事請負費並びにパソコン購入のための備品購入費の追加でございます。

2目の教育振興費は、教育教材購入費の追加でございます。

3項1目学校管理費では、保健室、調理室の修繕工事費の追加でございます。

3目スクールバス管理費は、バスの修繕料を追加するものでございます。

7項2目体育施設費では、サッカー場の整備に係る工事請負費を追

加しております。

次に、14ページ、14款1項1目道路橋梁災害復旧費は、去る5月3日から5日にかけての大雨による災害の復旧費としまして重機借り上げ料、工事請負費、原材料費をそれぞれ追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源としまして、18款1項1目繰越金に4,988万2,000円を計上しまして収支のバランスをとったところでございます。

次に、5ページをお開き願います。第2表、地方債補正ですが、借り入れ先の変更による追加と事業費がそれぞれ変動しておりますので、起債借り入れにおける限度額を変更するものでございます。

なお、15ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。8番、清水議員。

清水議員 11ページの6項ですが、先ほど説明ありましたが、畜産飼料品質確保緊急対策事業助成金、内容について説明を願います。

加納議長 産業振興課長。

堀江産業振興課長 産業振興課長、堀江よりお答えいたします。

昨年度の畜産飼料でありますデントコーンの根腐れ病によりまして、成熟期において高温となっております。過去120年間の統計で3番目に高い高温でございました。また、雨が多かったと、これは過去20年間で3番目に雨が多かったと、これによりましてデントコーンの根腐れ病が十勝管内全域で多発してございます。これによってデントコーンの品質が低下してございます。デントコーンの比率の高い本町としましては、栄養価とか嗜好性の低下、さらには夏場に向けて2次発酵など大きな影響が懸念されることになってございます。農協さん、また普及センターなどでデントコーンのバンカーサイロを調査しましたところ、異常な高温であるとか、そういうものも多数見受けられている現状でございました。これによりまして、ラップの方式により製品の品質を安定させようということで、ラップ1個につきまして3,000円かかるわけでございますが、畜産農家さんに対しては3分の1負担していただくと、残り3分の2を農協と町で助成しようという緊急対策事業でございます。補助率につきましては、町は3,000円の9分の2を補助する制度となっております。

以上です。

加納議長 清水議員。

清水議員 そうしますと、今年のデントコーンの根腐れ病により飼料が異常発

酵を起こすという結果になっていて、その対策としてそういう方策をとると。それは、現在バンカーサイロにあるデントコーンサイレージをラップでこん包するという方策をとって、品質の低下を防ぐという対策をとるということですか。

酪農家の中からも飼料の低下による乳量に対する影響ということが出されていて、大変だという話は伺っているのですが、それによる乳量の低下というのはどの程度なのか伺っていますか。わかれば、ちょっと出していただきたいと思いますが。

加納議長  
堀江産業  
振興課長

産業振興課長。

ラップしないでこのまま2次発酵とか進みますと、でん粉含量が下がるとか、糖分が下がるとか、繊維含量が高いとか、さらに消化性が低いであるとか、当然乳量は低下するわけですが、私どもとして幾ら乳量が下がるか、そこまではちょっと資料は持ってございませんが、確実に乳量が落ちることは想定してございます。それに基づきまして、実際にはこれは早期にやらなければならない事業ということで、4月の9日から4月の20日に既に作業を終わらせております。この助成金につきましては既に農協で支払いしております、農協が支払った助成金の中にさらに町の分を助成しようという考えでございます。

加納議長  
服部議員

7番、服部議員。

13ページの教育費の中で中学校費の中で修繕工事が行われているのですが、中学校とは限りませんが、これは校舎の特性だとは思いますが、雨漏り等がかなり見られる場所があるのですが、これはどのように把握されて、今後どのように対応されようとしているのか、わかりましたらお願いいたします。

加納議長  
植田  
教育課長

教育課長。

教育課長、植田からお答えをいたします。

実は昨年冬でございますけれども、その時期にわかりまして、今回総務文教常任委員会のほうでも調査をされたわけでございますけれども、見積もりをとりまして、保健室並びに調理室でございますけれども、改修、修繕工事を行うものでございます。

以上でございます。

加納議長  
服部議員

7番、服部議員。

小学校や何かも含めて、私も学校を拝見させていただいたことが全部の学校あるのですが、それぞれにやはり雨漏り等があったのです。それぞれ年次ごととか対応されているのだとは思いますが、現状でほかの学校の、そういう小学校も含めてですが、そういった箇所を把握されているのでしょうか。把握されているとすれば、どのように対応されようとしているのかお聞かせいただきたいのですが。

加納議長

教育長。

神野教育長 服部議員の質問でありますけれども、予算要求の際に各学校から要望が出されておりますので、そういった内容について把握をしております。各学校からそういった苦情が出された場合に、即現場を確認をして修繕の対応をとっているわけでありまして、経年劣化によるコーキングなどがどうしても雨漏りの原因になってくるわけでありまして、事前にそういった補修をしていけばいいのでありますけれども、なかなかそういった状況にないということでありまして、全体的にもう一度施設の修繕箇所、雨漏り等々について各学校の実態を詳細に把握をして、今後計画的な修繕を進めていくようにしてまいりたいというふうに思っています。

加納議長 7番、服部議員。

服部議員 今課長のほうからお話あったように、中学校を訪問したときに、校長先生のほうから音楽教室のことについてお伺いをしたのですが、音楽室という特殊性から入り口が1カ所しかないということで、何かあったときの安全性、生徒の安全を確保するために出入り口が1カ所というのがというような心配をされていたのです。それと、もう一つは暖房について、ほかとの絡みがあるのですか、単独であるところは暖房できないのかな、そういう関係で冬が寒いという、そういうお話も聞いたのですが、そのことについて委員会として把握されていて、掌握されていて、対応されるような何か計画はありますか、予定はありますか。

加納議長 教育長。

神野教育長 今回の件につきましては、中学校のほうから毎年度そういった要望が出されておまして、私どもも協議をしてくれているわけでありまして、実態として万が一の場合にそういった危険性があると、逃げ場所がないというような、そういうつくりになっています。改築時にその辺の安全管理あるいは確認申請の段階でもそういった内容については十分検討されているということだというふうに思うのですが、実態としてはそういうようなつくりになっていると、何とかしなければならないという、そういう学校からの要望がありますので、検討はしてくれているわけですが、なかなか改修までに至っていないということでもあります。今後、その内容については変わりありませんので、ぜひ改修するように町長のほうにお願いをしていかなければならないというふうに思っていますし、暖房系統についてもかなり建ちが高いので、寒いということが前から言われていますから、その辺についても改善するように検討してまいりたいと思います。

加納議長 秋間議員。

秋間議員 関連なのでありますけれども、今結論的には改修と、検討するということがございますけれども、多年にわたってそういう課題があることは事実なわけですから、それであれば、これは補正にしては問題ですけれ

	ども、来年の新規でそれをきちっと改修するし、暖房についてもそういうことも計画的にやるというような話にはならないのですか。予算は町長のほうですけれども、教育長として来年それを実行するというような答弁はいただけないのですか。
加納議長 神野 教育長	教育長。 予算要求はできますが、予算編成権がないということでもありますので、やる、やらないについてはどうしても町長の判断になってしまうわけでありまして、私としては一日も早くそういった箇所については改修できるように努力してまいりたいと思っています。
加納議長 小林町長	町長としてはどうですか、何か考えがあれば。 予算編成の作業の中で、教育委員会によく実態を調べて上げてくるように今後指示をしながら予算対応していきたいと思ひますし、通常例えばペンキの塗りかえ等は順次年次計画でやっていくのでありますけれども、今のように例えば壊れたとか穴があいたということであれば、それは補正も含めて直さざるを得ないのでありますけれども、来年の予算に向けてよく学校現場の実態を教育委員会、町全体含めてしっかり把握しながら対応していくように努力をさせていただきたいと思ひます。
加納議長 秋間議員	1番、秋間議員。 お願いしたいと思ひます。私も、聞くところによると、その非常口については現行では消防法では違法ではないというような話を聞いてございます。ただ、消防法では問題はないけれども、そこで生徒方の命を預かるわけですから、そういうことが例年引き継いだ形の中で整理をされていないということは今後やはり問題となりますので、子供たちの命だとか、そういう教育に基づく重要なものについては随時予算に上げていただきたいと、このように考えてございますので、よろしくお願ひします。
加納議長 大西議員	11番、大西議員。 まず初めに、10ページの企画費、都市交流事業に助成金として49万5,000円助成しますけれども、どういうものに助成するのか、ちょっとお聞きします。
加納議長 後藤総務 企画課長	総務企画課長。 総務企画課長からお答えをさせていただきます。 先ほどの説明のときも申しましたとおり、一応にわか茶屋生産者の会の方々40名が……
後藤総務 企画課長	(何事か言う者あり) 率直に申しますと、来町されましたときに交流会を予定しておりました、この交流会、もちろん会費を徴収して実施するわけですけれども、その一部調整、それと人数40名ほどいらっしゃるということですが、これを受ける体制側としまして、町側としましては大体同

人数ぐらいの町民の方にも出席をいただいて交流をしたいというふうに思っておりますので、それももちろん会費徴収はしますけれども、半額程度の助成を考えておりますので、このぐらいの金額になりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

加納議長  
大西議員

11番、大西議員。

一般家庭でも、お客さん来ればお客さんに接待するのは理解はできません。向こうから来る美濃の人に半分ぐらいの食糧費の助成は理解してもいいのですが、地元の人に食糧費の助成というのはこの時代に、もう10何年前からも食糧費という問題になっているのですけれども、こういうかけ方で地元の人にまでそういうものが要るのかな。これは、やっぱり実費で会費取ってやってもらわないと、どこにいたって飯食べるのですから、食糧費に助成というのは、前は食糧費と完全に出ていたのだけれども、今はこういうような書き方で食糧費が全然見えなくなってきたのだけれども、その辺はよく考えてもらわないと、何かといえば金がない、金がないという時代に、宴会やる時地元の方は全額自分らで払っていくような、来る人はやむを得ないとしても、そのぐらいのこと考えてもらわないと、食糧費に助成というのはおかしいと思うのだけれども、その辺どうですか。

加納議長  
後藤総務  
企画課長

総務企画課長。

大西議員指摘のことは十分に理解はできるのですけれども、ただ歓迎する側の体制としまして、もちろん全額個人負担も、それは一つの理論としては当然だと思えるのですけれども、中にはなかなか出づらい、町の住民としてその人たちとおつき合いをするためになかなか出づらいという立場の人、それは全額負担していただかないで一部町からも出しますよということで、多くの人に出ていただいて交流をしていただきたいという考え方を持っておりますので、ただお客さんとはちょっと立場的には違いますけれども、その辺も事務局としては多くの方に出席をしていただきたいということから一部助成をさせていただきたいということで計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

加納議長  
大西議員

11番、大西議員。

今の答弁ではおかしいのだけれども、姉妹提携している向こうからお客さんが来るよと、食糧費半分出してやらなかったら交流会に出席しない人が多いので、半分出してやるから出席してくれと、それ交流ですか、食糧費で釣っているのでしょうか、住民を。それはおかしい。食糧費の使い方って前からいろいろ問題になってきているのだから。交流だから、みんな身銭切ってだっやってっている人はやっているのです。そういう人を呼べばいいでしょう。この人は役だから呼ぶ、この人は役だから呼ぶというだけでなく、一般に実費でも交流やろうと、いっぱい交流している人いるのです。今まで子供だけで22年になりま



すか、交流していて、子供たちの家庭同士で交流しているところもあるのです。だから、知っている人いるかもしれない。そういう人なんかは、一般に呼びかけて、こういう人が来ますから、来ませんかと言えば、来る人は出てくると思うのです。この人はこの会長だから呼びましょう、あの会長、全然交流に関係ない人でも呼んでいるのでしよう、いつも交流の先頭になってやっている人なんか呼ばなかったりしても。それで、そういう人が出てこないから、食糧費の半分出すから来てもらおうと、それは全然おかしいです。それを町費を使ってやること自体がおかしい。食糧費ですから、一杯飲む金でしよう。これは絶対だめです。

加納議長 総務企画課長。

後藤総務  
企画課長 ちょっと説明の仕方というか、話の持っていき方というか、誤解を招くような言い方をしたかもしれないですけども、基本的には都市交流推進委員会という組織の中で取り組んでいる事業なものですから、今大西議員おっしゃるように確かに肩書のある方々、日ごろ日常的に交流していないけれども、肩書のある方も確かにいらっしゃいます。その方々にもこれを機会にこういうところに出ていただいて、そういう交流もしていただくということも含まれております、その辺で委員会としてそういう肩書のある方にも出ていただきたいというふうに思っていますので、おっしゃるように日ごろから交流されている一般の方ももちろんいらっしゃるわけですけども、その辺はそういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 交流会に任せてあるから、そっちの委員会でやるのだから、各役職を持った人に交流がなくても出てもらおうと、そのために半分食糧費を出すよということでしょう。だから、食糧費の使い方、今までいろんなことで食糧費というのは問題になってきたのですよ、官官接待から始まって。だから、半分助成してあげるから、飲み代出すから、みんな出席しないかなんていうやり方はちょっとおかしいし、向こうから来るお客さんですから、多少交流の接待だから、それはやむを得ないと思います、使うのは。だけれども、地元の人だけはやっぱり実費出していかないと。半分で、どこにいたってみんな食べるでしょう、それを助成しなければ人が集まらないのなら、やらないほうがいい。それは、どうしてもやりたいのでしよう、やるならやればいいのです、それはそれで。何と言ったって、僕がおかしいと言ったって、やると言えばしょうがないですから。だけれども、私の意見としては、今までの食糧費の使い方、いろいろ問題になってきたのが、それをこういう助成という中で食糧費がわからなくなって、今予算書や何かの中でも、食糧費なんて昔全部出ていたけれども、一切なくなって、こうい

う見えないように隠しているような形になって、隠している中でこういう使い方をしているということはやっぱりおかしいと思う。正々堂々と出せるものなら出せばいいでしょう。やるならやってください、どうぞ。何ぼ言ったってやると言うのですから、それはしようがないですもの。

加納議長 副町長。

柴田副町長 この交流会ですけれども、地元側はきちっと負担金は取ります。ほとんど大半については向こうから、美濃市から来るお客さん側の交流にかかわる経費だということです。一部はあるかもしれないですけれども、ほとんどは美濃市のお客さんにかかわる経費ということでございます。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 初めからそういう答弁すればいいのに、課長と副町長の答弁が誓うって、これどうなの。言われたから、今副町長が合わせてそう言っただけで、そうしたらこういうことだね、来るお客さんには食糧費を助成するけれども、地元の人には一切出さないということですね、それでいいのでしょうか。今の副町長はそういう答弁なのだよ、それでいいのでしょうか。

加納議長 副町長。

柴田副町長 地元側は負担金幾らかはちょっと今把握していませんが、3,000円とか4,000円とか、そういう金額だと思いますけれども……

(何事か言う者あり)

柴田副町長 地元分は、負担金1人3,000円だそうです。その中でやるのですけれども、一部出る部分はありますけれども、それ以外の分はほとんど美濃市の経費ということです。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 申しわけないけれども、今3,000円で飲み物が入ってアルコールも入って、できますか、もともとの負担金はもうここから補助金出すという、助成金出すということが頭にあるから3,000円でセットしているのでしょうか。だから、課長が初めに言ったあれが正解なのでしょう、半分は助成すると言ったのだ。だから、副町長はいやいやとそこを濁しただけで、その辺はちゃんと2人で話し合っって答弁してくれないと、食糧費の使い方って本当に問題になって、それで今全部予算からさっき言ったように消えてしまっているのです。だから、どこかでこういうことを指摘していかないと、だんだん、だんだんまた裏で、そういう予算の中で我々に見えないところで食糧費がどんどん出ていってしまうのだ。だから、こういうときこそきちっとやっていかないと、たかだかといいいながら50万円の金ですから。食糧費だけに50万円、美濃から来るから、バス賃だ、ああだこうだいろんな接待にかかるというのならいいけれども、地元の人と向こうとで40人、40人で80人でしょ

う、80人の人の食糧費に大方行ってしまうのでしょうか、だとすれば50万円の金はおかしい、地元の人だけは応分の負担をしないと。3,000円でなんかできないでしょう。どこかで歯どめかけないと、いつもこうやって食糧費使われてしまうのだもの。それは、監査委員もいるから、食糧費何ぼ使ったのか全部監査してもらえばわかるのだけれども、その辺きちっとした答弁して、町長。

加納議長  
小林町長

町長。

食糧費については、例えばここ何年間で行革でもありますけれども、交際費あるいは食糧費はほとんど本人負担という形で、食糧費の支出というのは激減するほど減らしているという実態にあるわけでありまして。今回私も細かい積算はちょっと聞いていないのでありますけれども、40名という方が急遽、美濃市のにわか茶屋というのは私ども本町の牛肉を扱っていただいている市場だというふうにお聞きしているのですけれども、そういう方が土幌の農業者、あるいは農業施設を見学するということと、あわせて町民と交流をしたいという、40名という人数で来られるということで、食糧費、先ほど言った交流会費も含めて訪問にかかわる経費として使うわけでありましてけれども、ただ言われるように、支出の方法については今大西議員からお話あったことも踏まえて、執行の段階で十分留意をしながら執行させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

加納議長  
大西議員

11番、大西議員。

土木費の土幌幹線維持工事費というのは維持工事という説明で終わったけれども、その内容についてお聞きします。

加納議長  
土 生  
建設課長

建設課長。

建設課長、土生からお答えをします。

維持の中につきましては、この間議員協議会等で協議をしていただきましたシラカバの伐採を含めながら、そのほか道路の路肩あるいはスノーポール等の破損している部分もございまして、それらの補修を含めて実施する工事でございます。

以上でございます。

加納議長  
大西議員

11番、大西議員。

議員協議会でやったからというのは、それはまた別として、やっぱり本会議できちっと議事録に載せなければならぬので。それで、わかりました。ポールだとかなんとは別として、シラカバの伐採に何ぼかかるのか。それで、20年前にあのシラカバ並木をつくるということでやったときに、住民からの意向を聞いてやったのか。それから、20年前から植える金と途中で引っ張ったり今回伐採したりした金、幾らかかったのか総額、その辺についてお聞きします。

加納議長  
土 生

建設課長。

建設課長、土生のほうからお答えをさせていただきます。

建設課長 当時は平成5年から7年の間でそれぞれ植栽をしてございます。これにつきましては、平成4年度から住んでよい町、訪ねてよい町という土幌町のテーマの中で快適環境づくり構想に基づいて実施をされて、緑のネットワーク事業の中で道路沿いの並木として整備をされたものということになってございます。植えた費用につきましては、平成5年度につきましては326万1,800円、それから平成6年度につきましては74万1,000円、それから音更町会から26号までの植栽につきまして、これは平成7年度でございませけれども、220万円ほどになってございます。そのほかに、あと平成8年から11年につきましては、一部補修等を含めまして約150万円程度のワイヤ等の設置、あるいはしんども等の剪定をしてございます。当時地権者との協議につきましては、直接担当している部門が建設課のほうではなくて別部門でございませけれども、それぞれ設置をする時点においては少なからず地権者と協議をしながら進めてきたものというふうに推測をしているところでございます。

以上でございます。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 課長もその当時は担当していなかったから、どんなのかよくわからないだろうけれども、それでも植えてから何年もたたない、2、3年のうちからもう邪魔になってきてワイヤ引っ張らなければならない、芽どめをしなければならぬということでしょう。もともとあそこに並木をつくることに問題があったのだと思うのです。それも単独事業で、総額何ぼになるのか知らないけれども、900万円ぐらいになるのかな、今回のあれも入れて。それだけの町費を使って、18年か10年で失敗でしたから、切りますよということは、これは町民に対する背任みたいなもので、そもそもつくるときに根拠が間違っただけでないかなと思うのだ。だから、本当にそのときに、あの辺の人たちが通るのに邪魔だと、つくって間もなく話したのでしょう、ワイヤで引っ張ったというのは3、4年後なのですから、植えたらすぐ。ということは、同意も何もなしに、一応町道だし、町の法面だからそこに植えればいいのだみたいな話でつくったのだと思うのですけれども、町費かけて、木なんていうのは1年や2年でどうなるものでなし、何十年もかけて並木つくっていくのだと思うのです。それが途中で挫折するということは、つくるときに全部その配慮が足りなかったのだと思うのです。1,000万円弱の町費を使っているということのを重く理事者側も感じてもらって、今後そういう並木つくったりいろんなことには配慮して、これを植えることによって何十年後に、植えたときでなく30年、50年後にここでどうなるのだという計画をして、頭で描いてもらってやってもらわないと、こういう問題が出てきて、ただ住民に迷惑かけて、そして経費も無駄になってという、町民に二重の負担をかけていること

になってしまうでしょう。その辺は町長、よく町民にその辺を理解してもらわないと、みんなが切れ、切れと言うから、切ったらいいますから切りましょうなんていう話だけでは済まないのだと思います。どうですか、町長。

加納議長  
小林町長

町長。

行政報告でも申し上げたところでありますけれども、先ほど課長が申し上げましたとおり平成5年当時、快適環境づくりということで住環境の整備とあわせて景観ということで、景観の一つとして道路並木を造成をしていくということで、幹線以外にも何路線か植栽をしたのでありますけれども、国だとか道の場合は用地確保をしてやるのでありますけれども、なかなか財政的にいって町村ではそうはいかないということで、何路線かあるうち、先ほど大西議員がおっしゃったとおり、幹線については当初から大型車が通るときということもいろいろ意見もいただいたのでありますけれども、ただ1つは、ほかのところは歩道の外につくるということが多かったのでありますけれども、あそこは歩道ではないほうにつくったということ、しかも西側だということがあって、余計そうだったということであります。いずれにしても、何百万円という金を投資をしながら10何年で切るというのは、それは町の公金というのか、町の予算を執行してということからいけば申しわけないということで、おわびをしなければならないわけでありまして、いずれにしても今後並木造成というのは、言われたように木は大きく成長していくものでありますから、そういうこともよく考慮しながら、計画的に調査をしながら木の植栽については今後行っていききたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

加納議長

ほかにございせんか。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

3

[日程第3、議案第8号「平成24年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。病院事務長。

渡辺病院  
事務長

平成24年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第1号〕について、国保病院事務長、渡辺より説明申し上げます。

今回の補正につきましては、資本的収支の医療機器の備品購入で入院患者用ベッド2台とりハビリ用電気治療器1台を追加購入したく、

補正を行うものです。現在患者用ベッドで使用不能ベッドが2台あり、最近入院患者の増加によりベッドのやりくりに苦慮しております。また、リハビリ用電気治療器は導入後22年余り経過し、現在故障しておりますが、部品もなく、修理不能のことから、更新するものであります。

1ページをごらんください。第2条、業務の予定量で、有形固定資産購入費1,207万7,000円を1,402万円に改めるものです。

第3条、資本的収入及び支出におきまして、収入、第1款資本的収入4,756万2,000円を4,853万4,000円に、第1項一般会計出資金4,493万7,000円を4,590万9,000円に改め、支出、第1款資本的支出6,234万1,000円を6,428万4,000円に、第1項建設改良費1,207万7,000円を1,402万円に改めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,477万9,000円を1,575万円に改め、過年度・当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

それでは、支出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。1款1項1目有形固定資産購入費を194万3,000円追加し、1,402万円とするものであります。これは、先ほど説明したとおり医療機器の購入で、入院患者用ベッド、リハビリ用電気治療器を購入するものです。

次に、これに係る収入ですが、1款1項1目一般会計出資金として97万2,000円を追加し、4,590万9,000円を見込むものです。なお、不足する97万1,000円につきましては、補てん財源として過年度・当年度損益勘定留保資金を97万1,000円追加し、1,575万円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。8番、清水議員。

清水議員 ただいま説明いただきまして、ベッドとリハビリ用の機器を購入するということで計上されているわけですが、この中でちょっとお伺いしたいのは、消費税が含まれていますよね、関連がありますので一般的なことをちょっと伺いたいのですが、こういう病院の機器だとか医薬品にかかる消費税というのはどういう形で処理されますか。これを患者さんに転嫁するということできませんね、そうするとそれは最終的に町が払っていくと、どこにも転嫁できませんから、損税という形になりませんか。そういう形になるでしょう。

加納議長 病院事務長。

渡辺病院 病院事務長よりお答えいたします。

事務長 医療費に係る部分の例えば診療報酬に基づく収入、一般的な診療費です。それは非課税になっております。

加納議長 8番、清水議員。  
清水議員 私の質問の仕方が悪いかと思えます。もう少し詳しく申し上げます。実は、これ全国的な問題になったのです。自治体病院協議会というのが全国的な組織であるのですが、ここで全国の自治体病院926病院を対象に調査を行っているのです。その結果、2010年度に負担した消費税というのは1病院当たり平均で1億2,414万円だということです。これは、先ほど私が申し上げたとおり医薬品だとか医療機器にかかっている消費税というのは病院で患者さんに転嫁できないですよ。すると、それは損税になっているのです。あくまでもこれは平均ですから、それでもっと細かい数字があるのですが、ここに出ているのですが、ベッド数が多いとそれだけ負担が多いですから、それを平均していますから、本町のように60床の場合どれぐらいの負担額になるかというのは、そこのところわかれば出していただきたいと思いますが、いずれにしても大きな負担になっていて、そういうふうになっていることはわかりましたか。損税になっているというのは、町長、そういう認識はありますか。だから、結局それがどういう結果になっているかというと、1病院当たり先ほど言いました。ベッド数500床だとか、そういうところもあります。それを平均してですから、それで平均すると1億円以上の損税が出ている。それが病院の経営そのものを圧迫しているのです。

(何事か言う者あり)

清水議員 そういう部分の本町の場合のそこのところ伺いたいと……

加納議長 ちょっと休憩します。

清水議員 後で数字出してください。

(何事か言う者あり)

清水議員 後でそれを伺いますから……

(何事か言う者あり)

清水議員 それで、私が、だから……

(何事か言う者あり)

加納議長 暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時57分 再開

加納議長 それでは、休憩を解きます。

今清水さんが言った質問に対しては、これからまた調査をしてお答えしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませ

		んか。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
4		日程第4、会議案第1号「議員派遣の件」を議題とします。 本件については、北海道町村議会議長会主催の議員研修会とパラグアイ交流訪問でお手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、議員を派遣することに決定いたしました。 なお、閉会中において派遣の内容に変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認め、本件については議長に一任することに決定いたしました。
5		日程第5、意見書案第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案」を議題といたします。 意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 これより質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより意見書案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
6		日程第6、意見書案第3号「道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案」を議題といたします。 意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異



	議ありませんか。
	(異 議 な し)
加納議長	異議なしと認めます。 これより質疑を行います。ございませんか。
	(な し)
加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
	(な し)
加納議長	討論なしと認め、これより意見書案第3号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
	(異 議 な し)
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
7	<a href="#">日程第7、意見書案第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」</a> を議題といたします。 意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。
	(異 議 な し)
加納議長	異議なしと認めます。 これより質疑を行います。
	(な し)
加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
	(な し)
加納議長	討論なしと認め、これより意見書案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
	(異 議 な し)
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
8	<a href="#">日程第8、意見書案第5号「北海道地域最低賃金の改善を求める意見書案」</a> を議題といたします。 意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。
	(異 議 な し)
加納議長	異議なしと認めます。 これより質疑を行います。
	(な し)
加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
	(な し)
加納議長	討論なしと認め、これより意見書案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
	(異 議 な し)

9	加納議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 <b>日程第9、意見書案第6号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案」</b>を議題といたします。 意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。 これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより意見書案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
10	加納議長	<p>異議なしと認め、したがって本案は原案のとおり可決されました。 <b>日程第10、「閉会中の継続調査申出書」</b>を議題とします。 職員に朗読させます。</p>
	仲 山 総務係長	<p>平成24年6月19日。 士幌町議会議長、加納三司様。 議会運営委員長、清水秀雄。 閉会中継続調査申出書。 本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。 記、1、事件、1)、議会の運営に関する事項、2)、議長の諮問に関する事項、3)、議会の活性化に関する事項。 2、理由、調査未了のため。 3、期間、次期定例会まで。 平成24年6月19日。 士幌町議会議長、加納三司様。 総務文教常任委員長、服部悦朗。 閉会中継続調査申出書。 本委員会は次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。 記、1、事件、幼児、児童、生徒の安全対策について。 2、理由、調査未了のため。 3、期間、次期定例会まで。 平成24年6月19日。 士幌町議会議長、加納三司様。</p>

産業厚生常任委員長、加藤宏一。

閉会中継続調査申出書。

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記、1、事件、特定健診受診率向上について。

2、理由、調査未了のため。

3、期間、次期定例会まで。

以上でございます。

加納議長

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

以上で平成24年第2回土幌町議会定例会を閉会します。

(午前11時06分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員